

1. 軽油価格への対応について

軽油価格についてはガソリン価格より下げ幅が少なく、一部の給油所では税抜き価格の逆転現象も発生しているが、2008年以降の市場価格連動型という不透明な価格決定方式の導入も要因とされている。

については、価格形成の透明化に向けて対策を講じられたい。

【回答】（資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課）

軽油を含めた石油製品の小売価格は、国際的な需給バランスや地政学的リスクなどで変動する原油価格や為替レート、国内市場の動向など様々な要因により変動するものと認識している。

資源エネルギー庁では、全国約2,000SSに対する石油製品価格モニタリング調査等を実施しており、引き続き、市場の動向を注視していく。仮に競争制限的な行為に接した場合には、公正取引委員会と連携し、厳正に対処していく。

2. 航空貨物の輸入通関のスピード化について

現在航空貨物の輸入通関については、予備審査制が導入されているが、本申告は本邦空港到着後に行うため、空港到着から通関、貨物引き取りまでに時間を要するケースが未だに多い。

一定の条件下（例：AEO特例輸入者、他法令等で規制対象外の品物等）において、当該貨物が本邦向けのフライトに搭載後に本申告輸入許可がされる仕組みを構築されたい。本邦空港到着後の仕分け完了後に直ちに引き取りが可能となり、リードタイムの短縮及び通関業者の業務効率化や災害時の円滑な貨物輸送に寄与するものとする。

【回答】（回答なし）

3. 航空法と航空機製造事業法の二重適用の是正について

民間航空機の整備分野における「航空法（国交省管轄）」と「航空機製造事業法（経産省管轄）」の重複項目について、航空法の認定事業場においては航空機製造事業法を適用外にするなど、管轄する省庁間で調整を行い、手続き簡素化の観点から二重適用を改めるよう法律を改定されたい。

【回答】（製造産業局航空機武器宇宙産業課）

航空法と航空機製造事業法は、それぞれ異なる目的に則り規制を行っている

が、事業者の負担軽減の観点から、以下の運用の見直しや制度改正を行っている。

平成 24 年 10 月に航空機製造事業法の通達を見直し、子会社が航空運送事業者である親会社の航空機等の修理を行う場合等、航空機製造事業法の対象外となる事業を明確化した。また、平成 25 年 11 月に航空機製造事業法施行規則の改正を行い、航空法に基づく事業場認定取得者が航空機製造事業法の認可申請手続を行う場合における提出書類を簡素化したほか、航空機製造事業法の許可の要件となっている「特定設備」のうち、技術水準に鑑み管理する必要性が薄れているものを除外する等の見直しを行った。

さらに、平成 29 年 6 月に航空機製造事業法施行規則の改正を行い、航空機用機器における近年の技術の進歩等に対応し、航空機用機器の製造又は修理事業者の負担を軽減するため、一部の航空機用機器について、製造及び修理方法認可の適用除外とした。

今後も事業者の皆様からのご意見・ご要望を参考とし、国土交通省とも連携を図りながら、負担軽減に向け不断の見直しに努めてまいりたい。

4. バイオジェット燃料の実用化について

環境負担軽減のみならず、長期的なエネルギー安全保障の確保、新規産業としての雇用創出・経済効果などが期待できることや、排出権取引制度の導入が決定していることから、日本において航空機代替燃料となるバイオジェット燃料の実用化に向けた取り組みが急務である。なお、実用化に向けては研究開発費補助の拡充や全量買取制度の導入など、あらゆる支援策を講じられたい。加えて、空港での備蓄や給油など、実用化に向けては運用環境の整備が必要であり、航空局が中心となって、関係省庁との連携を図られたい。

【回答】（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課）

経済産業省では、バイオジェット燃料の商用化に向けて、微細藻類などを活用したバイオジェット燃料生産に関する研究開発事業を 2017 年度から実施しており、本年度予算事業については、前年度予算額より増額したところである。

また、本年中に、バイオジェット燃料を用いた初の商用フライトを実現するため、関係者間で、具体的な燃料供給体制の検討を行っているところである。

バイオジェット燃料の導入促進に関しては、平素より国土交通省や関係業界とも連携して進めているが、引き続き、しっかりと取り組んでまいりたい。

カーボンリサイクル技術等を活用したバイオジェット燃料生産技術開発事業令和 2 年度：45 億円（平成 31 年度：27.2 億円の内数）2030 年頃の商用化を見据え、アルコール to ジェット技術（膜や触媒技術等を利用してアルコールからジ

ジェット燃料を製造する技術)、ガス化F T合成技術(木材等をH₂とCOガスに変換し、触媒を用いてガスから液体燃料を合成する技術)、微細藻類培養技術によるバイオジェット燃料の一貫製造プロセスを確立する研究開発を実施している。

5. SDSの記載事項について

化管法第14条では、化管法の指定化学物質等取扱事業者に対し譲渡し、または提供するときはその相手方に当該指定化学物質等の性状及び取り扱いに関する情報を提供する義務を課している。また厚生労働省の所管として労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法においてSDS及びラベルの提供に係る規定があり、同様の制度が実施されている。

しかしながら化学品の1次生産者といえるメーカーに比べ、化学品を売買する航空危険物を扱う輸出入者のなかには、有害性等の情報伝達への意識が低い事業者が存在する。航空輸送における保安のさらなる強化に向け、荷主となる事業者への啓蒙活動や指導など、厚生労働省にくわえ、国土交通省航空局との緊密な連携を図りたい。さらに本邦到着の輸入貨物においても成分表示等の要件を満たしたSDSが荷主から入手できずに輸入が滞る事例(最悪輸入できず積戻し若しくは減却)が発生している。

本邦への輸入貨物については発地側輸出者の協力も不可欠である。国内荷主のみならず、外務省、経済産業省と連携して在外公館、輸出者にも周知されることにより、輸入貨物においても迅速な通関業務に寄与するものとする。

【回答】(製造産業局化学物質管理課)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下、化管法という。)」は特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置(PRTTR制度)や、その性状や取り扱いに関する情報の提供に関する措置(SDS制度)を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。SDS制度につきましては法第14条において、化管法の指定化学物質等取扱事業者(輸入業者を含む)は、施行令において指定された指定化学物質及び含有する製品(以下、指定化学物質等という。)を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時まで、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取り扱いに関する情報を提供しなければならないと規定されている。

なお、国外事業者は化管法の義務対象とはなりません。国内の指定化学物質等取り扱い事業者に対しては、セミナーの開催等を通じて、引き続き化管法の

S D S 制度による情報提供に関し、周知徹底を進めてまいりたい。

6. 原産地証明書の取得に係る業務の円滑化について

東京商工会議所などに一部主要商工会議所から電子発給の進捗状況を明らかにされたい。また、引き続き全国での電子発給に向けて取り組みを進められたい。

【回答】（貿易経済協力局貿易振興課）

経済産業省では、非特惠原産地証明書の申請・発給手続の電子化の取り組みを進めるために、日本商工会議所によるシステム開発関連費用及び電子化の普及促進費用を定額補助する事業を平成 31 年度に実施した。当該事業により日本商工会議所は既にシステム開発を済ませており、今後、東京商工会議所も含め準備が整った商工会議所から、当該システムを活用した電子発給業務を順次開始する予定である。

経済産業省としても、引き続き、日本商工会議所、各地商工会議所と協力して、全国での電子発給に向けて取り組みを進めて行きたいと考えている。

7. 余暇・休暇制度について

経済産業省による「プレミアムフライデー」、観光庁による「ポジティブ・オフ」、厚生労働省による「仕事休もつ化計画」など、省庁毎に余暇・休暇の施策が存在することなどから各省庁の取り組みを一本化することを検討されたい。

【回答】（商務・サービスグループ消費・流通政策課）

プレミアムフライデーは、働き方改革とも連動して、「月末金曜日（振替も推奨）は、ちょっと豊かに」過ごす生活スタイルの浸透により、消費を喚起し、事業者の販売機会を創出することを目的とした取り組みである。

これまで、官民によるプレミアムフライデー推進協議会を中心にその普及を図ってきたところである。現状、認知度は約 9 割、振替を含む早帰り実施率は約 2 割、統一ロゴの利用者数は 8,636 社・団体に上る。

また、平成 30 年 4 月の年 5 日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたことに合わせ、平成 31 年 3 月、国土交通省や厚生労働省などとともに「休み方改革」推進チームが設立され、官民一体となって、休暇取得しやすい環境を整備できるよう検討を進めていくこととしている。

経済産業省としては、引き続き、官民一体となってプレミアムフライデー推進に取り組み、関係省庁とも連携し、働き方改革の浸透にも貢献してまいりたい。